

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 試料の捕集方法</p> <p>(1) 装置及び器具 装置及び器具は、次に掲げるとおりとする。 ア・イ (略) ウ 吸引ポンプ及び流量計 捕集用ろ紙をホルダーに装着した状態で、毎分<u>5ℓ以上</u>の流量が得られるもの</p> <p>(2) 捕集の手順 捕集用ろ紙の高さが地上から1.5m以上2m以下となるように装置を設置し、吹付け石綿等の除去の作業中に毎分<u>5ℓ以上</u>の吸引流量で合計2時間以上通気して、ろ紙上に試料を捕集するものとする。この場合において、捕集した粉じんの量が多くなる時又はろ紙の着色が認められるときは、ろ紙を交換するものとする。ただし、1回の測定につき、ろ紙の交換は3回までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 位相差顕微鏡法</p> <p>(1) 装置、器具及び試薬 装置、器具及び試薬は、次に掲げるとおりとする。 ア～エ (略) オ 位相差顕微鏡 接眼レンズは倍率が10倍以上、対物レンズは開口数が<u>0.75以上</u>かつ倍率が40倍で、直径が300μmのアイピースグレイティクルを装着したもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 位相差・偏光顕微鏡法</p> <p>(1) 装置、器具及び試薬 装置、器具及び試薬は、次に掲げるとおりとする。 ア 偏光顕微鏡</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 試料の捕集方法</p> <p>(1) 装置及び器具 装置及び器具は、次に掲げるとおりとする。 ア・イ (略) ウ 吸引ポンプ及び流量計 捕集用ろ紙をホルダーに装着した状態で、毎分<u>10ℓ以上</u>の流量が得られるもの</p> <p>(2) 捕集の手順 捕集用ろ紙の高さが地上から1.5m以上2m以下となるように装置を設置し、吹付け石綿等の除去の作業中に毎分<u>10ℓ</u>の吸引流量で合計2時間以上通気して、ろ紙上に試料を捕集するものとする。この場合において、捕集した粉じんの量が多くなる時又はろ紙の着色が認められるときは、ろ紙を交換するものとする。ただし、1回の測定につき、ろ紙の交換は3回までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 位相差顕微鏡法</p> <p>(1) 装置、器具及び試薬 装置、器具及び試薬は、次に掲げるとおりとする。 ア～エ (略) オ 位相差顕微鏡 接眼レンズは倍率が10倍以上、対物レンズは開口数が<u>0.65以上</u>かつ倍率が40倍で、直径が300μmのアイピースグレイティクルを装着したもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 位相差・偏光顕微鏡法</p> <p>(1) 装置、器具及び試薬 装置、器具及び試薬は、次に掲げるとおりとする。 ア 偏光顕微鏡</p>

新	旧
<p>日本産業規格 B 7251 に規定する偏光顕微鏡の基準系を備え、透過ケー ラー照明が可能なものであって、次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 対物レンズは、位相差観察用の対物レンズ（倍率が10倍のものと開 口数が0.75以上かつ倍率が40倍のもの2つのレンズをいう。）と偏 光観察用の対物レンズ（開口数が0.25以上かつ倍率が10倍のものと開 口数が0.75以上かつ倍率が40倍のもの2つのレンズをいう。）であ ること。</p> <p>(ウ)～(コ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>日本産業規格 B 7251 に規定する偏光顕微鏡の基準系を備え、透過ケー ラー照明が可能なものであって、次に掲げる条件を満たすもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 対物レンズは、位相差観察用の対物レンズ（倍率が10倍のものと開 口数が0.65以上かつ倍率が40倍のもの2つのレンズをいう。）と偏 光観察用の対物レンズ（開口数が0.25以上かつ倍率が10倍のものと開 口数が0.75以上かつ倍率が40倍のもの2つのレンズをいう。）であ ること。</p> <p>(ウ)～(コ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7 (略)</p>